

「鹿児島県建築物耐震改修促進計画（案）」に対し意見表明 ～鹿児島県での地震防災マップの作成および地震保険普及に関し意見表明～

一般社団法人日本損害保険協会九州支部鹿児島損保会（会長：藤野 修 損害保険ジャパン(株)執行役員待遇 鹿児島支店長）では、2022年12月23日付で公表された「鹿児島県建築物耐震改修促進計画（案）」の意見募集に対し、2023年1月19日付で意見表明を行いました。

当該計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の計画的な促進を図るために定めるものです。

鹿児島損保会では、県の耐震化目標に賛同する一方、生命・身体及び財産を保護する観点から、早急な地震防災マップの作成および地震保険の普及に関し、次の意見表明をしております。

《主な意見内容》

P2 第1章 3. 耐震改修等の目標の設定 (1) 住宅

国が策定している「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という）」では「令和十二年までに耐震性が不十分な住宅を、（中略）おおむね解消することを目標とする。」となっております。特に鹿児島県では、南海トラフ地震に関しては、死者2,000人、建物全壊が14,900棟と甚大な被害が想定されているものの、現状の耐震化率が全国平均を下回っている現状を踏まえると、令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする県の耐震化の目標設定に賛同します。

P5 第2章 3. (5) ブロック塀等の安全確保対策

「市町村や関係団体と連携し、建築物防災週間等の機会を通じて、地震時に倒壊の危険性がある通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握に努め、所有者等及び設計者・施工者に対し、注意喚起を行い、適切な補強方法による改修・撤去等の安全対策の促進を図るとともに、市町村は、支援制度その他必要な施策の実施に努める。」ことについて賛同いたします。なお、大阪府北部地震ではブロック塀の倒壊により痛ましい事故が発生しましたが地震によるブロック塀の倒壊は1978年宮城県沖地震時に大きく問題視され、さらに2016年の熊本地震においても再度クローズアップされるなど、都市部における大規模地震で問題となっております。鹿児島県においても、少なくとも都市部においては、通学路等と限定せず、ブロック塀等の実態把握に努め、適切な補強方法による改修・撤去等の安全施策を推進していただきたい。

なお、些末な話ではありますが、先の記載のように地震によるブロック塀の倒壊は大阪北部地震以前からも社会問題化していたと認識しており、1頁目の2パラの大阪府北部を震源とする地震の記載は誤解を招くように感じます。

P6 第2章 4. (3) 宅地の耐震化

ご高尚のとおり、「大規模盛土造成地」は、大規模地震による盛土造成地の被害を受け、制定された「宅地造成等規制法」に基づき定められております。しかし、2021年に発生した静岡県熱海市における盛土崩壊による災害により、宅地造成等規制法等の規制では必ずしも十分でないことが判明し、本年5月「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という）」が改正公布されており、公布後1年以内に施行されることとなっております。盛土規制法は、県に対して5年毎の基礎調査、それを踏まえての各種規制区域の指定を求めています。県民に対し日常点検の必要性など、宅地防災に関する意識向上のための啓発のみでなく、県としても現「宅地造成等規制法」に基づく大規模盛土造成地の情報提供・安全性の確認等はもちろんのこと、県民の生命および財産を守るために、国が設定しているKPI目標（施行後5年以内に全都道府県等が規制区間を指定）よりも、迅速に「盛土規制法」に基づく各種規制区域の指定をお願いしたい。

P8 第3章 1 被害予測調査及び地震防災マップの作成・講評

「地震の危険度、避難場所や危険箇所等を表示した地図(地震防災マップ)を早期に作成し、公表することにより、地域住民への避難情報の提供や地域防災に対する意識啓発に努めること」に関し賛同いたします。地震はいつ発生するかわからないため、早急に地震防災マップを全市町村にて作成いただきたい。

P8 第3章 2 相談体制、情報提供の充実及びリフォームに併せた耐震改修の誘導

「県及び市町村は、耐震診断及び耐震改修の相談窓口を設置し、建築関係団体、耐震改修支援センター及び(公財)鹿児島県住宅・建築総合センターなどの専門家と連携して、県民からの幅広い相談に対応できる体制づくりと情報提供の充実に努める。この際、所有者等がリフォームに併せて耐震改修に取り組むことができるよう、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターのリフォーム支援ネット等との連携により、リフォームに関する専門的な相談、情報提供にも対応できるように取り組む。」について、賛同いたします。なお、悪質リフォーム業者や自然災害の急増に伴う住宅修理に付随するサービスを提供する悪質業者についても、県民に情報提供を願いたい。

P8 第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

本計画には、建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第1項に基づき策定されており、当該法律の趣旨からいえば、計画としての記載範囲は建築物の耐震化に限られるものと考えられますが、県民の生命・財産を保護する観点から建築物に収容される家財や工作物である塀、あるいは地震防災マップなど言及するなど、県民の目線に立った計画を立案していることにつき敬意を表します。

なお、耐震化された住宅等であっても、当該住宅等は倒壊を免れても、損壊を免れることは困難と考えられることから、生命、身体を保護した後に、震災後においても住み慣れた地域で、速やかに住宅を復旧・復興することは重要と考えております。そのためには、被害者生活再建支援制度等の公助の充実、および、国と民間保険会社が共同で運営する地震保険の普及について記載すべきと思慮いたします。